

団体利用（貸切利用）について

*庭球場利用の場合

*詳細は「目黒区施設予約システム スポーツ施設利用ガイドブック」にてご確認ください

事前に「利用者登録（団体登録）」が必要です。

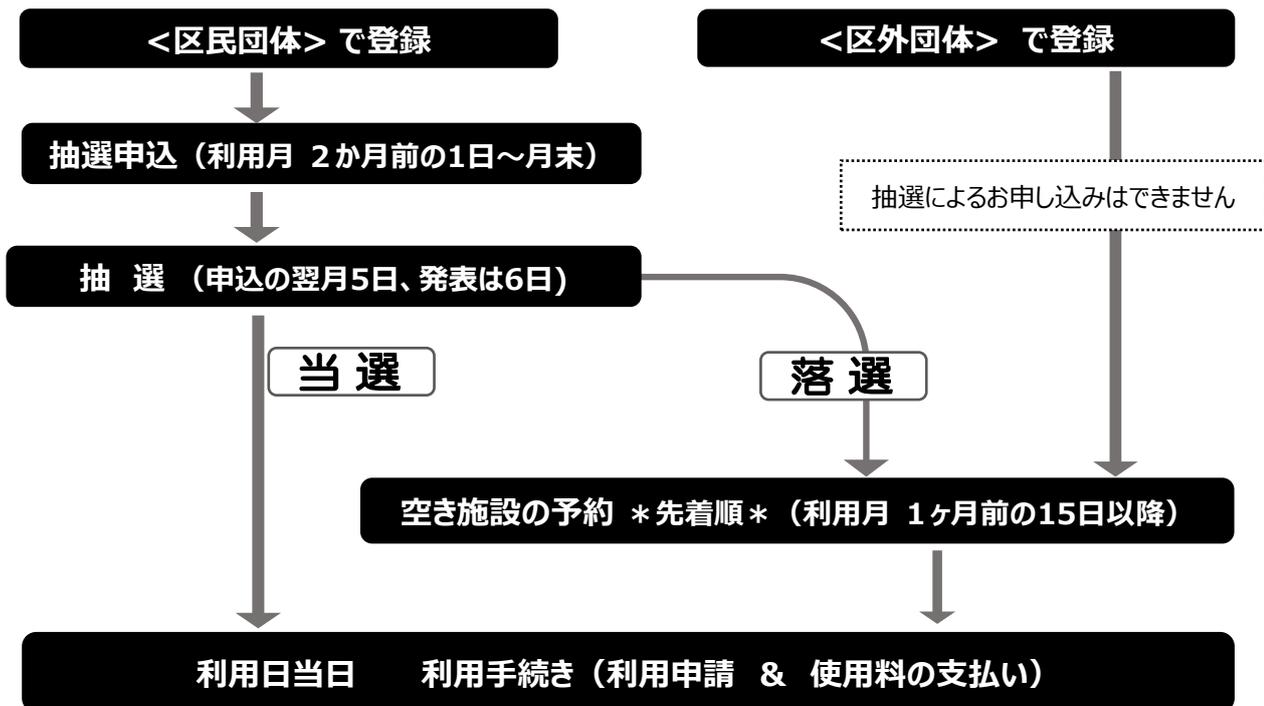
目黒区の各体育館（5ヶ所）、もしくはスポーツ振興課（目黒区役所）にて手続きを行ってください。

なお、団体区分には①「区民団体と区外団体」②「小人団体と大人団体」があります。

①	区民団体	代表者が 目黒区在住・在勤・在学 同時に、構成員の半数以上が 目黒区在住・在勤・在学
	区外団体	上記以外の方
②	小人団体	利用は中学生以下に限ります。 *高校生以上の利用・練習サポートはできません 団体の「代表者」「連絡員」は大人（成人以上）に限ります。
	大人団体	高校生以上の参加がある場合。（サポートも含む）

◇ 貸切利用の流れ ー庭球場の場合ー

*「区民団体」と「区外団体」とでは、申し込みの流れが異なります。



※ 利用開始時間の **15分後まで**に、利用する施設で利用手続きをお済ませください。

※利用開始時間から15分経過するまでに利用手続きが行われない場合、キャンセル扱いとなります。□

※利用手続きには「利用者登録証」の提示が必要です。必ずご持参ください。

※庭球場を含む「屋外施設」は天候等により使用できない場合があるため、利用申請及び使用料の□お支払いは利用日当日でのお手続きとなります。